

③ 高額治療継続者（重度かつ継続）について

中間所得層1及び中間所得層2の所得区分での自己負担上限額は、基本的には受診する方の加入している医療保険で定められている自己負担限度額までとなります。

しかし、受診する方の病名・病状や「世帯」の医療費負担の状況により、高額治療継続者（重度かつ継続）の状態にあるとされた場合、自己負担上限額は、中間所得層1で5,000円、中間所得層2で10,000円となります。

一定所得以上の所得区分は、基本的には制度の対象外となり、通常の診療のときと同じ負担割合（3割負担）となります。

しかし、一定所得以上であっても、やはり高額治療継続者（重度かつ継続）の状態にあるとされた場合、1割負担が適用され、自己負担上限額も20,000円となります。（平成30年3月末までの経過措置）

※高額治療継続者（重度かつ継続）とは……

《疾病、症状等から対象となる場合》

・ ICD（国際疾病分類）コードが以下の方

F0・・・症状性を含む器質性精神障害

F1・・・精神作用物質使用による精神及び行動の障害

F2・・・統合失調症、統合失調性型障害及び妄想性の障害

F3・・・気分障害

G40・・・てんかん

・ その他の疾病の方の場合は、以下に該当する方

精神医療に3年以上の経験を有する医師が判断し、認められた方

（詳しいことは、現在通院中の医療機関の主治医にお尋ねください。）

《疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる場合》

・ 医療保険の高額療養費を過去3回以上受給されている方

ひと月の医療費が、加入している医療保険上の自己負担限度額を超えることが過去3回以上あった「世帯」の方